

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 18 日（火）第2991号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

| 規 則   | 規 則 |                |
|---|-----|----------------|
| ○河川法施行細則の一部を改正する規則（※）                             |     | （河川課取扱い） 1     |
| 告 示   | 示   |                |
| ○鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査の一部改正               |     | （統計課取扱い） 2     |
| ○保安林の指定予定   |     | （森づくり推進課取扱い） 3 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示                            |     | （森づくり推進課取扱い） 4 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止                             |     | （社会福祉課取扱い） 4   |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）                           |     | （社会福祉課取扱い） 4   |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止                           |     | （介護福祉課取扱い） 5   |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止                           |     | （介護福祉課取扱い） 5   |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止                         |     | （介護福祉課取扱い） 6   |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 |     | （障害福祉課取扱い） 6   |
| ○肥料の登録  |     | （食の安全推進課取扱い） 6 |
| ○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（12件）                           |     | （畜産課取扱い） 6     |
| ○県営土地改良事業の計画の決定                                   |     | （農地整備課取扱い） 11  |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定                                 |     | （農地整備課取扱い） 11  |
| ○都市計画区域の変更  |     | （都市計画課取扱い） 12  |
| ○都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更                       |     | （都市計画課取扱い） 12  |
| ○都市計画道路の変更（3件）                                    |     | （都市計画課取扱い） 12  |
| ○都市計画公園の変更  |     | （都市計画課取扱い） 13  |
| ○都市計画道路事業の事業計画の変更認可                               |     | （都市計画課取扱い） 13  |
| ○都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定                  |     | （建築課取扱い） 14    |
| ○証紙販売人の指定   |     | （会計課取扱い） 14    |
| 公 告   | 告   |                |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（3件）                        |     | （商工政策課取扱い） 14  |
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告                  |     | （商工政策課取扱い） 16  |
| ○落札者等の公告  |     | （管財課取扱い） 17    |
| 公 安 委 員 会 告 示                                     |     |                |
| ○遊技機の型式の検定の告示                                     |     | （生活環境課取扱い） 17  |

## 規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第10号

河川法施行細則の一部を改正する規則  
 河川法施行細則（平成12年鹿児島県規則第123号）の一部を次のように改正する。  
 第5条の表中

|                                   |                            |    |   |
|-----------------------------------|----------------------------|----|---|
| 「<br>省令別表第1に<br>係る申請書の写<br>し<br>」 | 指定区間内の一級河川に係る水利使用          | 3部 | を |
|                                   | 二級河川に係る特定水利使用              | 3部 |   |
|                                   | 二級河川に係る特定水利使用以外の水利使用       | 1部 |   |
| 「<br>省令別表第1に<br>係る申請書の写<br>し<br>」 | 指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用 | 3部 | に |
|                                   | 二級河川に係る特定水利使用              | 3部 |   |
|                                   | 二級河川に係る特定水利使用以外の水利使用       | 1部 |   |
| 省令別表第1の<br>2に係る申請書<br>の写し         | 指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用 | 1部 | に |
|                                   | 二級河川に係る水利使用                | 1部 |   |

改める。

第6条中「許可」の次に「，登録」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

**告 示**

**鹿児島県告示第260号**

平成21年3月31日鹿児島県告示第428号（鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査）の一部を次のように改正し，平成26年3月18日から施行する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

別表を次のように改める。

別表

| 調 査 品 目   | 調 査 対 象 の 範 囲  |
|-----------|----------------|
| ハム        | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| ソーセージ     | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| ベーコン      | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| その他の肉製品   | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 練乳        | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 水産練製品     | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 塩干物       | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 冷凍水産食品    | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| かつお節      | 全企業（統合体）       |
| 水産加工品（養殖） | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 野菜漬物      | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| みそ        | 全企業（統合体）       |
| しょうゆ      | 全企業（統合体）       |
| ぶどう糖      | 年間出荷額10億円以上の企業 |
| 水あめ       | 年間出荷額20億円以上の企業 |
| 異性化糖      | 年間出荷額60億円以上の企業 |
| 食パン       | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 菓子パン      | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| 生菓子       | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| スナック菓子1   | 年間出荷額1億円以上の企業  |
| スナック菓子2   | 年間出荷額1億円以上の企業  |

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| でん粉           | 全企業（統合体）        |
| 麺             | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 冷凍調理食品（畜産）    | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 冷凍調理食品（水産）    | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 冷凍調理食品（総菜）    | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 弁当            | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| ミネラルウォーター     | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 焼酎            | 全企業（統合体）        |
| その他の化学製品      | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 木材チップ         | 全企業（統合体）        |
| 構造用集成材        | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| オフセット印刷       | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 配合肥料          | 年間出荷額30億円以上の企業  |
| くえん酸          | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 殺虫剤           | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| アスファルト合材      | 全企業（統合体）        |
| アスファルト乳剤      | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 生コンクリート       | 全企業（統合体）        |
| プレストコンクリート製品  | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 護岸用コンクリートブロック | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 道路用コンクリート製品   | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 炭化けい素         | 年間出荷額50億円以上の企業  |
| 碎石            | 全企業（統合体）        |
| 鉄鋼切断品         | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 金地金           | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 銀地金           | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 高純度アルミ        | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 金再生地金         | 年間出荷額60億円以上の企業  |
| 銀再生地金         | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 白金再生地金        | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 18リットル缶       | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| アルミニウム製建具     | 年間出荷額20億円以上の企業  |
| 鉄製金網          | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| プレス用金型        | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| コネクター         | 年間出荷額180億円以上の企業 |
| 点火栓           | 年間出荷額200億円以上の企業 |
| ワイヤーハーネス      | 年間出荷額30億円以上の企業  |
| 情報機器          | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 情報機器部品1       | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 情報機器部品2       | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 情報機器部品3       | 年間出荷額10億円以上の企業  |
| 自動車部品（エンジン部分） | 年間出荷額30億円以上の企業  |
| 船舶            | 年間出荷額1億円以上の企業   |
| 精密機械部品        | 年間出荷額10億円以上の企業  |

## 鹿児島県告示第261号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市日吉町吉利字宮田1508番1, 1509番
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第262号

平成26年2月4日農林水産省告示第164号（以下「告示第164号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 所在が不分明な者の氏名      | 通 知 の 要 旨            |                         |
|------------------|----------------------|-------------------------|
|                  | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 変更後の指定施業要件              |
| 谷口忠太             | 鹿屋市輝北町市成字ボリクワ1822番2  | 告示第164号の変更後の指定施業要件のとおりに |
| 西田政三             | 鹿屋市輝北町市成字チャヶ迫4122番   |                         |
| 楠田重彦、實善源太郎、柏木長太郎 | 鹿屋市輝北町市成字梅ヶ山4163番2   |                         |

### 鹿児島県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名 称         | 所 在 地           | 廃止年月日       |
|-------------|-----------------|-------------|
| 浜崎クリニック     | 始良市加治木町反土2628番地 | 平成25年10月31日 |
| 浜崎クリニック（歯科） | 始良市加治木町反土2628番地 | 平成25年10月31日 |
| 野島医院        | 出水市上知識町552      | 平成24年8月27日  |
| 蒲生薬局        | 始良市蒲生町上久徳2529   | 平成25年12月1日  |

### 鹿児島県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名 称            | 所 在 地           | 指定年月日      |
|----------------|-----------------|------------|
| 浜崎クリニック        | 始良市加治木町反土2628番地 | 平成25年11月1日 |
| 浜崎クリニック（歯科）    | 始良市加治木町反土2628番地 | 平成25年11月1日 |
| みらいクリニック       | 出水市上知識町549      | 平成25年12月1日 |
| 蒲生薬局           | 始良市蒲生町上久徳2529   | 平成25年12月2日 |
| 有限会社イルカ調剤薬局隼人店 | 霧島市隼人町見次555-3   | 平成25年12月1日 |

## 鹿児島県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 氏 名  | 施術所の名称及び所在地             | 指定年月日      |
|------|-------------------------|------------|
| 三反田泉 | 三反田按摩鍼灸院<br>出水市麓町18番47号 | 平成25年12月1日 |

## 鹿児島県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事 業 所           |                  | 指定居宅サービス事業者 |                  |        | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|-----------------|------------------|-------------|------------------|--------|------------|---------|
| 名 称             | 所 在 地            | 名 称         | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 |            |         |
| 茶話本舗デイサービスくしきの  | いちき串木野市東塩田町56番地5 | 合同会社貴       | いちき串木野市東塩田町56番地5 | 新福 智   | 平成26年3月20日 | 通所介護    |
| ホームヘルプステーション虹の園 | 大島郡宇検村須古2-4      | 社会福祉法人緑虹会   | 大島郡宇検村須古2-4      | 中田みどり  | 平成26年4月1日  | 訪問介護    |

## 鹿児島県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事 業 所                          |                  | 指定居宅介護支援事業者       |                    |        | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|--------------------------------|------------------|-------------------|--------------------|--------|------------|---------|
| 名 称                            | 所 在 地            | 名 称               | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名 |            |         |
| 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定居宅介護支援有明事業所 | 志布志市有明町野井倉1767番地 | 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 | 志布志市志布志町志布志3222番地1 | 竹井 道德  | 平成26年3月31日 | 居宅介護支援  |

## 鹿児島県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事業所             |             | 指定介護予防サービス事業者 |             |        | 廃止年月日     | サービスの種類  |
|-----------------|-------------|---------------|-------------|--------|-----------|----------|
| 名称              | 所在地         | 名称            | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 |           |          |
| ホームヘルプステーション虹の園 | 大島郡宇検村須古2-4 | 社会福祉法人緑虹会     | 大島郡宇検村須古2-4 | 中田みどり  | 平成26年4月1日 | 介護予防訪問介護 |

## 鹿児島県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局       |                     | 辞退年月日      | 自立支援医療の種類 |
|-----------|---------------------|------------|-----------|
| 名称        | 所在地                 |            |           |
| 有限会社健美堂薬局 | 南さつま市加世田武田18277番地6  | 平成26年3月31日 | 精神通院医療    |
| ベル調剤薬局    | 薩摩川内市田崎町字井ノ上原1072-5 | 平成26年3月31日 | 精神通院医療    |

## 鹿児島県告示第270号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 登録番号        | 登録年月日      | 登録の有効期限    | 肥料の種類  | 肥料の名称    | 保証成分量（%）  | その他の規格                             | 生産業者             |              |
|-------------|------------|------------|--------|----------|-----------|------------------------------------|------------------|--------------|
|             |            |            |        |          |           |                                    | 氏名又は名称           | 住所           |
| 鹿児島県肥第1303号 | 平成26年3月11日 | 平成32年3月10日 | 副産石灰肥料 | たまごのから肥料 | アルカリ分45.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 株式会社ジェイ・エイチ・ブライト | 始良市東餅田2358番地 |

## 鹿児島県告示第271号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

## 2 検査の方法

ブルセラ病にあつては急速凝集反応検査，酵素免疫測定法，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，結核病にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域   | 実施の期日  |
|--|--|
| 鹿児島市（旧鹿児島市，旧吉田町，旧郡山町），南九州市（旧川辺町），出水市（旧出水市），湧水町（旧栗野町），曾於市（旧大隅町，旧財部町），鹿屋市（旧鹿屋市），西之表市その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めた区域 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

## 鹿児島県告示第272号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし，同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

## 2 検査の方法

酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

## 鹿児島県告示第273号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性貧血の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し，又は供する目的で飼育している雌の軽種馬，種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄馬，競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

## 2 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査，疫学的検査又は臨床検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

## 鹿児島県告示第274号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法  
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

## 鹿児島県告示第275号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法  
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

## 鹿児島県告示第276号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっている旨の証明書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚
  - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法  
ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する |

|                              |
|------------------------------|
| 区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |
|------------------------------|

**鹿児島県告示第277号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

## (1) 種類

家きん（鶏、あひる、うずら、七面鳥、キジ、ダチョウ及びホロホロ鳥）

## (2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（ダチョウについては、10羽以上）飼養する農家で、別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

## 2 検査の方法

酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査、その他必要な検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第278号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病<sup>そ</sup>の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

## 2 検査の方法

肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第279号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越冬していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験，酵素免疫測定法，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第280号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，雄牛のブルセラ病，結核病，牛カンピロバクター症及びトリコモナス病，供卵牛の結核病，種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し，若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛

2 検査の方法

ブルセラ病にあつては凝集反応検査，酵素免疫測定法，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，結核病にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査，牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法，培養検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス病にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実施する区域 | 実施の期日  |
|--------|--|
| 県下全域   | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第281号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚コレラの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

| 実 施 す る 区 域 | 実 施 の 期 日   |
|-------------|---|
| 県 下 全 域     | 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第282号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (2) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛
- (3) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

## 2 検査の方法

予備的抗体検出法、酵素免疫測定法、リアルタイムPCR法、ヨーニン検査、細菌検査、疫学的検査又は臨床検査

## 3 実施する区域及び実施の期日

| 実 施 す る 区 域 | 実 施 の 期 日   |
|-------------|---|
| 県 下 全 域     | 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日 |

**鹿児島県告示第283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）畦布地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成26年 3 月 19日から同年 4 月 16日まで

## 3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第284号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区宮田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年3月19日から同年4月16日まで
- 3 縦覧場所  
鹿児島市役所農地整備課

**鹿児島県告示第285号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画区域の名称  
さつま都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
薩摩郡さつま町大字鶴田字下原の全部、大字神子字下湯田原の全部及び字石橋段の一部並びに大字虎居字山内ヶ平、字内梨、字隠居迫、字池之段、字長谷、字荒田、字高宗及び字曲淵の各一部

**鹿児島県告示第286号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
さつま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
さつま都市計画区域

**鹿児島県告示第287号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 伊集院都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・4号郡中央通り線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
日置市大字伊集院町郡字片平下、字池水流、字宮脇、字東、字草水及び字井手原の各一部

**鹿児島県告示第288号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 さつま都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・1号本町線  
3・5・3号駅東線  
3・5・4号虎居線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更なし

#### 鹿児島県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 中種子都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・1号中央通線  
3・5・2号旭町通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分
  - 3・5・1号中央通線  
熊毛郡中種子町大字野間字藪田，字大長野，字西ノ門，字椎作及び字大門の各一部
  - 3・5・2号旭町通線  
熊毛郡中種子町大字野間字大長野及び字明石牟田の各一部

#### 鹿児島県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 さつま都市計画公園
  - (2) 名称 9・6・1号北薩広域公園
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更なし

#### 鹿児島県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
薩摩川内市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 川内都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・11号駅前白和線

3 事業施行期間

平成20年 9 月 19 日から平成30年 3 月 31 日まで (変更前平成26年 3 月 31 日まで)

4 事業地

- (1) 収用の部分

平成20年 9 月 19 日鹿児島県告示第1346号の事業地のうち横馬場町字横馬場及び字春田地内において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分

変更なし

**鹿児島県告示第292号**

建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第52条第 1 項第 6 号, 第53条第 1 項第 6 号, 第56条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 (ニ)欄の 5 の項の規定に基づき, 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について, 容積率, 建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定める。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 区 域   | 法第52条第 1 項第 6 号の規定により定める数値 | 法第53条第 1 項第 6 号の規定により定める数値 | 法第56条第 1 項第 2 号ニの規定により定める数値 | 法別表第 3 (ニ)欄の 5 の項の規定により定める数値 |
|---|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| さつま都市計画区域のうち薩摩郡さつま町大字鶴田字下原の全部, 大字神子字下湯田原の全部及び字石橋段の一部並びに大字虎居字山内ヶ平, 字内梨, 字隠居迫, 字池之段, 字長谷, 字荒田, 字高宗及び字曲淵の各一部 | 10分の40                     | 10分の 7                     | 2.5                         | 1.5                          |

**鹿児島県告示第293号**

鹿児島県証紙条例 (昭和38年鹿児島県条例第56号) 第 5 条の規定により, 収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名 称                         | 住 所                  | 販売所の所在地                          | 指定年月日          |
|-----------------------------|----------------------|----------------------------------|----------------|
| 南さつま市職員労働組合<br>執行委員長<br>南章太 | 南さつま市加世田川畑<br>2648番地 | 南さつま市加世田川畑<br>2648番地<br>南さつま市役所内 | 平成26年 3 月 17 日 |

**公 告**

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので, 関係書類を平成26年 3 月 18 日から 4 月間, 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお, 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは, 「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年3月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー星ヶ峯店  
鹿児島市星ヶ峯四丁目3964番3
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前8時30分から午後11時10分まで  
イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
ア 変更前 午前6時から午後8時まで  
イ 変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更年月日  
平成26年3月7日
- 4 届出年月日  
平成26年3月6日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成26年3月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年3月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー松元店  
鹿児島市石谷町1218番1 外15筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前8時30分から午後11時10分まで  
イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
ア 変更前 午前6時から午後8時まで  
イ 変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更年月日  
平成26年3月7日
- 4 届出年月日  
平成26年3月6日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年3月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年3月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー新上橋店

鹿児島市鷹師二丁目6番2 外2筆

## 2 変更事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物敷地南東側隔地 21台

イ 変更後 第1駐車場 建物敷地南東側隔地 13台

第2駐車場 建物北側 15台

## (2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物内南側 9平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設1 建物内南側 9平方メートル

荷さばき施設2 建物敷地南東側隔地 30平方メートル

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

## (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

## (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 1箇所 駐車場敷地北側

イ 変更後 第1駐車場 1箇所 駐車場敷地北側

第2駐車場 1箇所 駐車場敷地西側

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 平成26年11月7日

(2) 2の(3)、(4)及び(5) 平成26年3月7日

## 4 届出年月日

平成26年3月6日

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により枕崎市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月18日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年3月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー枕崎店

枕崎市東本町6番5 外8筆

## 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

(1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年10月 4 日

(2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年10月 4 日

3 意見の概要

大規模小売店舗「株式会社タイヨー枕崎店」から提出された大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出については、平成25年11月25日に大規模小売店舗立地法による説明会を開催されたが、特に住民からの意見要望もなく、その変更が周辺地域の生活環境に与える影響は変更前に比べてほとんど変化がないものと認め、問題はないと思われま

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
防護服 (アノラック型) ほか 6 品目 一式
2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 1 月 17 日
4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社千代田テクノロ福岡営業所
福岡市博多区祇園町 1 番 28 号
5 随意契約に係る契約金額
29,400,000円
6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 2 第 1 項第 8 号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 3 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

Table with 4 columns: 遊技機の種類, 型式名, 製造者の氏名又は名称, 検定番号. Rows include models like CRうる星やつら 電撃 LOVE ATTACK D2, CR奏光のストrein BMX 2, etc.

|         |                       |           |        |
|---------|-----------------------|-----------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRまわるんパチンコ釣りバカ日誌YD    | 株式会社三洋物産  | 4P0084 |
| ぱちんこ遊技機 | CR一騎当千SS2WAB          | 株式会社高尾    | 4P0060 |
| 回胴式遊技機  | マジックモンスター3J2          | 株式会社オリンピア | 3S1249 |
| 回胴式遊技機  | パチスロ リング ノロイノナノカカンFSB | 株式会社藤商事   | 4S0053 |